租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価	の対象とした政策	沖縄の産業イノベーション促進地域(仮称)(旧 産業高度化・事					
	の名称		業革新促進地域)における課税の特例措置の延長等					
2	対象税目	政策評価の対 象税目	(法人税:義)(国税15)					
			(法人住民税、法人事業税:義)(自動連動)(地方税 11)					
		上記以外の対 象税目	(所得税:外、個人住民税、外、事業所税:外)					
3	要望区分	の別	【新規・拡充・延長】【単独・主管・共管】					
4	内容		《現行制度の概要》					
	! ! !		(1)国税(アまたはイのいずれかを選択)					
			アー投資税額控除(法人税)					
			・沖縄県知事によって産業高度化・事業革新措置実施計画					
			が認定され、当該事業の用に供する設備を新・増設した					
			青色申告法人は、新・増設に係る取得価額に次の割合を					
			乗じた額を法人税額から控除できる。 (ア)機械及び装置、器具及び備品の取得価額合計額が 100					
			万円を超えるもの:15%					
			(イ)建物及びその附属設備の取得価額合計額が1,000万円					
			を超えるもの:8%					
			・控除額限度は法人税額の 20%、繰越税額控除 4 年、取得					
			価額上限は 20 億円					
			・対象となる建物附属設備は、建物と同時取得したものに					
			限定。					
	 		ノ 株 別 停 中 ノ 汗 よ おめ こちに 伊 お い					
			イ 特別償却(法人税、所得税) ・沖縄県知事によって産業高度化・事業革新措置実施計画					
			が認定され、当該事業の用に供する設備を新・増設した					
			青色申告者は、新・増設に係る取得価額に次の割合を乗					
			じた額を、普通償却限度額(または所得税法の規定によ					
			る償却費)に加え、法人税額(または所得税額)から償					
			却できる。					
			(ア)機械及び装置、器具及び備品の取得価額合計額が 100 万円を超えるもの:34%					
	i ! !		(イ)建物及びその附属設備の取得価額合計額が1,000万円					
			を超えるもの: 20%					
			・取得価額の上限額 20 億円					
			・対象となる建物附属設備は、建物と同時取得したものに					
			限定。					
			(2)地方税					
			ア 個人住民税、法人住民税及び事業税					
			・上記の法人税及び所得税負担の軽減と同様の効果を適用す					
			る。(自動連動)					
			イ 事業所税(那覇市のみ)					
			・沖縄県知事によって産業高度化・事業革新措置実施計画が					
			THOMAS TO SEASON FATORIES					

認定され、当該事業の用に供する施設を那覇市に新設した 青色申告法人は、次の場合、事業所税のうち、資産割の課 税標準となるべき事業所床面積を2分の1として5年間計 算。

《要望の内容》

沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)の規定に基づく産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例について、同法に係る来年度以降の法的措置が講じられること(次期通常国会に法律案提出予定)を前提に、措置内容を以下のとおり変更の上、適用期限(令和4年3月31日)を2年間延長し、令和6年3月31日までとする。

1 拡充要望

- (1) 対象事業にDX(デジタルトランスフォーメーション)の推進 及び脱炭素の推進を追加し、現行の対象事業である産業高度化 及び事業革新と統合の上、「産業イノベーション(仮称)」に改 める。
- (2) 対象業種に、ガス供給事業(サテライト設備により液化天然ガス(LNG)を供給する事業に限る。)を追加する。
- (3) 対象資産に、構築物(液化天然ガス(LNG)を供給するためのサテライト設備及び当該設備に付随する供給設備に限る。) 及びソフトウエアを追加する。

2 見直し事項

- (1) 本特例措置の対象となる区域の名称を「産業高度化・事業革新促進地域」から「産業イノベーション促進地域(仮称)」に改称する。
- (2) 沖縄県知事が定める産業イノベーション促進計画(仮称)(旧 産業高度化・事業革新促進計画)について、主務大臣の認定を 必要とするための所要の見直しを行う(現行は計画策定後の主 務大臣への報告義務)。
- (3) 本特例措置を受けるために必要な沖縄県知事の認定に係る要件に「従業員給与水準の向上に資すること」を追加する。
- (4) 本特例措置を受けた事業者(認定事業者)から沖縄県に対する 事業報告及び沖縄県から国に対する事業報告を義務付ける(現 行は沖縄県知事の事業者に対する報告徴収権のみ付与)。

《関係条項》

沖縄振興特別措置法 第 36 条、第 37 条 租税特別措置法 第 12 条、第 42 条の 9、第 45 条、第 68 条の 13、 第 68 条の 27

租税特別措置法施行令 第6条の3、第27条の9、第28条の9、 第39条の43、第39の56

			租税特別措置法施行規則 第 20 条の 4、第 20 条の 16、				
			第 22 条の 26、第 22 条の 37 地方税法 第 23 条第 1 項第 3 号、第 292 条第 1 項第 3 号				
			附則第 33 条				
			地方税法施行令 附則第 16 条の 2 の 8				
5	担当部局		内閣府 政策統括官(沖縄政策担当)付 産業振興担当参事官室				
6		期及び分析対象	評価実施時期:令和3年8月				
	期間		分析対象期間:平成 28 年度 ~ 令和 5 年度				
7	創設年度及	び改正経緯	平成 14 年度				
			・産業高度化地域の創設				
			平成 19 年度 ・ 5 年間延長				
			平成 24 年度				
			・産業高度化地域を廃止し、産業高度化・事業革新促進地域を				
			創設				
			・対象地域を 13 市町村から全市町村に拡大				
			・投資税額控除の適用対象の機械等の下限取得価格の引下げ				
			(1,000万円超 500万円超)				
			平成 26 年度 ・機械等下限取得価格の引下げ(500 万円超 100 万円超)				
			平成 29 年度				
			· 2 年間延長				
			令和元年度				
			・2年間延長				
			令和3年度				
	\ _		・ 1 年間延長				
8	適用又は延	長期間 	2年間(令和5年度)				
9	必要性	政策目的及び	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》				
	等	その根拠	沖縄は、広大な海域や豊富な亜熱帯性生物等の地域資源を有する				
			とともに、世界最高水準の教育・研究機関も立地しており、付加価 値の高い製品の開発や新たな事業の創出において高い優位性・潜在				
			世の高い装品の開発や制たな事業の創出にあいて同い優位性・消任性を有している。				
			本特例措置の活用により、製造業等の開発力・生産技術等の向上				
			や沖縄の地域資源を活用した新事業の創出等に寄与する設備投資を				
			引き続き促進し、競争力強化を図るとともに、生産性向上等に資す				
			るDX(デジタルトランスフォーメーション)の実現や 2050 年カ				
			ーボンニュートラルに向けた脱炭素の取組を強力に推進することに				
			より、デジタル・グリーン投資を通じた生産性の好循環、事業構造				
			の変革等を図り、もって沖縄における民間主導の自立型経済の構築 とグリーン社会の実現を目指す。				
			こうソープ社会の表現を目指す。				
			《政策目的の根拠》				
			経済財政運営と改革の基本方針 2021 について				
			(令和3年6月18日閣議決定)				
			第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉				
			~ 4 つの原動力と基盤づくり ~ 1 グリーン社会の実現				
			1.グリーン社会の実現				

我が国は「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、世界の脱炭素を主導し、経済成長の喚起と温暖化防止・生物多様性保全との両立を図り、将来世代への責務を果たす。また、2030年度の温室効果ガス排出削減目標を2013年度比46%減という新たな目標とした。さらに、50%減の高みに向け、挑戦を続ける。この実現に向け、脱炭素を軸として成長に資する政策を推進する、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底する、公的部門の先導により必要な財源を確保しながら脱炭素実現を徹底する、という3つの考えの下で推進する。

(1)グリーン成長戦略による民間投資・イノベーションの喚起 (前略)また、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成 長と国民生活のメリットにつなげていくため、グリーン成長戦略に 基づき、あらゆる政策を総動員し、洋上風力、水素、蓄電池など重 点分野の研究開発、設備投資を進める。

グリーンイノベーション基金による野心的なイノベーションに挑戦する企業への 10 年間の継続支援、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の活用等、企業の脱炭素化投資を後押しするとともに、新技術の導入に資する規制改革や国際標準化に取り組む。(後略)

2. 官民挙げたデジタル化の加速

デジタル時代の官民インフラを今後5年で一気呵成に作り上げる。デジタル庁を核としたデジタル・ガバメントの確立、民間のDXを促す基盤整備を加速し、全ての国民にデジタル化の恩恵が行き渡る社会を構築する。

(2)民間部門におけるDXの加速

デジタル基盤整備を加速し、マイナンバー制度等これまで構築した基盤も活用しながら、民間部門全体におけるDXやデジタル投資の加速に官民一体で取り組み、経済社会全体の生産性を徹底的に引き上げていく必要がある。

(中略)

こうした基盤整備を追い風にし、地方における中小企業も含めて非対面型ビジネスモデルへの変革や新産業モデルを創出する。このため、企業全体で取り組むデジタル投資を税制により支援し、特に中小企業においては、IT導入サポートを拡充し、そのDX推進を大胆に加速するほか、標準化された電子インボイスや、金融機関による支援等も通じた中小企業共通EDI等の普及促進を図る。また、物流DXや標準化等を通じて、サプライチェーン全体の徹底した最適化を図る。加えて、AI、IoTやビッグデータを活用し、新たな付加価値を創造していく。例えば、無人自動運転等の先進MaaSを始めとする Connected Industries を構築する。(後略)

3.日本全体を元気にする活力ある地方創り~新たな地方創生の展開と

分散型国づくり~

(8)分散型国づくりと個性を活かした地域づくり

(前略)これまでの沖縄振興策の検証結果も踏まえ、現行沖縄振興特別措置法期限後の沖縄振興の在り方について検討を進めつつ、沖縄が日本の経済成長の牽引役となるよう、観光等の各種産業の振

興、基地跡地の利用、人材育成を含め、国家戦略として沖縄振興策 を総合的・積極的に推進する。(後略)

沖縄の振興について(令和3年8月23日沖縄振興審議会会長 内閣総理大臣)

(前略)今後は、温暖化による地球規模の気候変動や社会のデジタル化といった時代潮流を的確に捉えながら、沖縄の優位性を活かした民間主導の強くしなやかな自立型経済の発展を目指していく必要がある。そのためには、グリーン社会への移行に向けた取組やデジタルトランスフォーメーション(DX)を迅速かつ強力に推進することで、沖縄の不利性を克服するチャンスとし、持続可能な形で産業振興、社会資本整備、地域振興等の沖縄振興の取組を一層深化させていくことが重要である。(後略)

新たな沖縄振興策の検討の基本方向について (令和3年8月・内閣府)

5 産業の振興

(前略)このため、観光業や農林水産業、製造業等を始めとする沖縄の特性を活かした県内産業間の連携強化、商品・サービス等の高付加価値化やブランド化、新技術の活用による産業の高度化の推進などが重要である。

また、沖縄では、中小企業の割合が高く、競争力ある産業の育成 や労働生産性の向上のほか、デジタル化やグリーン投資による生産 性の向上、さらに、それらを支える産業人材の育成等を進めること が重要である。

このため、沖縄の自立的発展に資する競争力ある産業育成や労働 生産性の向上のため、強くしなやかな産業振興策を実施する。

(1)競争力強化・生産性向上のための横断的な取組 デジタル化

企業におけるデジタル化やAIの導入により、新たなビジネスモデルを構築し、労働生産性を向上させることも可能になる。(後略)

エネルギー

我が国は 2050 年のカーボンニュートラルを宣言し、再生可能エネルギー等の脱炭素電源の活用など、グリーン社会への移行に向けた取組を進めており、沖縄においても脱炭素に向けた取組を加速させていくことが求められている。

このため、沖縄におけるグリーン社会への移行を支援する。

畜産廃棄物やサトウキビなどを活用したバイオマス発電や住宅及び営農型太陽光発電などを始め、再生可能エネルギーの最大限の導入を支援していく。

また、沖縄の電気事業者における長期的なカーボンニュートラル への取組の着実な実施を図るため、石炭火力発電のバイオマス転換 等を支援していく。

産業人材の育成・中小企業支援

沖縄においては、従業者数で捉えても約9割が中小企業に雇用されているなど、地域経済を支える中小企業の役割は大きく、中小企業の競争力強化や経営力向上に向けた支援が重要である。(後略)

(4)製造業・物流産業等の振興

沖縄においては、製造業の構成比が小さいことが、労働生産性や 一人当たり県民所得の低さの要因の一つとされており、域外でも稼 げる企業の誘致や支援を通じて、沖縄の優位性を活かした製造業の 育成や新事業・新産業の創出を図るとともに、それぞれの産業にお いて、地域資源を活用した高付加価値な製品開発や地域ブランドの 強化などを進めることが重要である。

さらに近年では、那覇空港第2滑走路を始めとする空港・港湾等の物流インフラの整備、海外との物流ネットワークの形成等が進み、沖縄の域外への事業展開を可能とする環境が整ってきている。

このため、沖縄の産業の競争力強化の観点から、企業の域外競争 力向上に向けた取組の強化などを支援する。

また、沖縄における新事業・新産業の創出や産業の課題解決、物流環境の変化への対応などの観点から、産業高度化・事業革新促進地域、国際物流拠点産業集積地域、経済金融活性化特別地区の各制度(税制)を見直すなどの措置を講ずる。

<参考>

沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)

(目的)

第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それ ぞれ当該各号に定めるところによる。
- 十 産業高度化・事業革新促進事業 産業高度化(事業者の製品若しくは役務の開発力、生産若しくは役務の提供に関する技術又は経営の能率が向上することをいう。以下同じ。)又は事業革新(沖縄の特産物として相当程度認識されている農林水産物若しくは鉱工業品又は当該鉱工業品の生産に係る技術の活用により新たな事業を創出し、又は新たな需要を相当程度開拓することをいう。以下同じ。)に特に寄与すると認められる業種として政令で定めるものに属する事業をいう。

(産業高度化・事業革新促進計画の作成等)

- 第三十五条 沖縄県知事は、産業高度化及び事業革新を促進するための計画(以下「産業高度化・事業革新促進計画」という。)を 定めることができる。
- 2 産業高度化・事業革新促進計画は、次に掲げる事項について 定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を促進することにより、その地域における製造業等その他の事業を行う者の産業高度化又は事業革新が相当程度図られると見込まれる地域であって、当該産業高度化又は事業革新を効果的に図るため必要とされる政令で定める要件を備えているもの(以下「産

業高度化・事業革新促進地域」という。) の区域

三 産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を促進するため沖縄県が産業高度化・事業革新促進地域において実施しようとする施設の整備その他の措置の内容

3~7 (略)

(産業高度化・事業革新措置実施計画の認定等)

第三十五条の三 提出産業高度化・事業革新促進計画に定められた 産業高度化・事業革新促進地域の区域内において製造業等又は産 業高度化・事業革新促進事業を営む者は、産業高度化・事業革新 措置(製造業等の産業高度化若しくは事業革新に必要な施設の整 備その他の措置又は産業高度化・事業革新促進事業に必要な施設 の整備その他の措置をいう。以下この条及び次条において同 じ。)の実施に関する計画(以下この条において「産業高度化・ 事業革新措置実施計画」という。)を作成し、当該産業高度化・ 事業革新措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を申請 することができる。

2~7 (略)

(課税の特例)

第三十六条 提出産業高度化・事業革新促進計画に定められた産業高度化・事業革新促進地域の区域内において認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備を新設し、又は増設した認定事業者が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品並びに建物及びその附属設備を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

沖縄振興基本方針(平成24年5月11日 内閣総理大臣決定) 沖縄の振興の意義及び方向

2 沖縄振興の方向

(1)沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展 アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄 の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。

特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。

沖縄の振興に関する基本的な事項

1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する 基本的な事項

(4)産業イノベーションの推進

沖縄は、広大な海域と豊富な亜熱帯性生物等の地域資源を有する とともに、世界最高水準の教育・研究機関も立地しており、付加価 値の高い製品開発や新たな事業を創出する高いポテンシャルを有し ている。

沖縄のポテンシャルを活用した産業イノベーションを推進し、沖 縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図り、沖

		縄の地域資源を活用した新事業の創出、事業者の商品開発力・技術
	i 	力の向上等を目指す。
_		
	政策体系にお	【政策】9. 沖縄政策
	ける政策目的	【施策】9. 沖縄振興に関する施策の推進
<u> </u>	の位置付け	
	│達成目標及び │ ├ その実現によ	│《租税特別措置等により達成しようとする目標》 │【達成目標】
	ての美現によ る寄与	【建成日標】 (脱炭素の推進以外の事業により計画認定を受けた場合)
		本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認定年度の翌事業
		年度における粗付加価値額を比較し、年平均で 1,363 百万円、令和
		5 年度までに 2,726 百万円増加させる。 (脱炭素の推進事業により計画認定を受けた場合)
		本特例措置を活用した事業における温室効果ガス排出量を、令和
	1 	5 年度までに平成 30 年度比で 8.4%削減する。
		ᄜᄔᆂᇝᄴᄽᆔᄼᇬᅕᄣᇆᇈᇧᅙᅼᇑᅘᅼᇰᄝᅜᄔᄹᄱᄼᇬᅕᄙᄆᄺᇆᄿᅜᄀᄳᄼᇄ
		脱炭素の推進以外の事業により計画認定を受けた場合の達成目標における粗付加 価値額の増加額は、平成 30 年度に本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認
	1 	定年度の翌事業年度における粗付加価値額の増加額実績47百万円に、令和4年度以
		降の平年度における本特例措置の想定活用企業数 29 社を乗じて算出
		脱炭素の推進事業により計画認定を受けた場合の達成目標における温室効果ガスの排出量削減率は、「第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画(沖縄県気候変動適応計
		四
	 	(2030年度において2018年度比 20.1%)に基づき、当該削減幅が2019年度から
		2030 年度までの間に均等の削減率であると仮定した場合の 2023 年度における 2018
		年度比の削減率 8.4%を採用
	 	なお、上記の達成目標及び測定指標は、本特例措置のより適切な
		効果測定を図るべく、今回の拡充等要望に併せて見直しを行うもの
		であり、前回の事前評価までは以下のとおり達成目標及び測定指標 を設定していたため、後期の《政策日的の達成状況及び達成日標の
	1 	を設定していたため、後掲の《政策目的の達成状況及び達成目標の 実現状況》の欄には、以下の達成目標等を踏まえた達成状況等を記
		載している。
		1、海戊日梅
		│1.達成目標 │ ○令和3年までに、沖縄県の製造品出荷額(石油製品を除く)を
	1 	5,600 億円に増加させる。
	i 	2.測定指標 令和3年度までに以下の目標を達成する。
		・本制度を活用した企業数 82 社
		・本制度を活用した設備投資額 320 億円
		 データ元である工業統計調査の制約上、上記目標は「年度」ではなく「年」単
		テーダ元である工業統計調査の制約上、上記日標は「年度」ではなく「年」早 位とする。
		達成目標は、沖縄振興特別措置法に基づき沖縄県が策定した沖縄振興計画(沖
		縄 21 世紀ビジョン実施計画)の目標値を用いることとする。
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
		本特例措置は、開発力・生産技術等の向上や沖縄の地域資源を活
		用した新事業の創出、DX・脱炭素の推進など「産業イノベーションン(仮称)、に答すると認められる記様や答に係る計画について
		ン (仮称)」に資すると認められる設備投資に係る計画について、 沖縄県知事の認定を受けた事業者のみが受けられるものであり、当
		/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /
		合致するか否かを判断するものである。
		ロメッシがロがを列削するものである。 達成目標としている粗付加価値額の増加又は温室効果ガスの削減
		~ では、 で ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

を実現することで、沖縄の製造業等の競争力強化又は脱炭素の推進 につながり、もって沖縄における民間主導の自立型経済の構築又は グリーン社会の実現に寄与するものである。 有効性 1 適用数 1.過去5年間の適用件数実績 10 等 (単位:件) H 28 H29 H30 R1 投資税額控除 20 23 26 21 21 特別償却 国税については「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省) 令和2年度国税の適用状況については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査 2. 今後の適用件数見込み 令和3年度は、投資税額控除22件、特別償却7件程度の適用を見 込む。また、令和4年度・令和5年度(平年度)は拡充等要望を前提 に、投資税額控除 31 件、特別償却 7 件程度の適用を見込む。(いず れも算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照) 適用額 1.過去5年間の適用額実績 (単位:百万円) H28 H29 H30 R1 R2 投資税額控除 299 440 290 332 459 特別償却 18 189 84 107 239 39 40 46 法人住民税 62 事業税 (地方 2 17 2 10 法人特別税を 含む) 国税については「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省) 地方税 (法人住民税・事業税の自動連動分)については、「地方税における税負担 軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省) 令和2年度国税の適用状況については、沖縄県が実施した企業アンケート調査 統計が未公表であること等により算定できないものについては「-」と記載 <措置実施計画の認定件数(平成28~令和2年度)> H28 H29 H30 R2 製造業 37 34 36 50 21 17 雷气業 9 22 24 30 1 上記以外 5 8 4 6 合計 72 54 44 72 (出所)沖縄県「令和2年度 産業高度化・事業革新促進計画の実施状況」 < 令和2年度認定事業者の設備投資状況> ・製造業 5,657 百万円(36件) 1件あたり約 157 百万円 ・電気業 4,320 百万円(30件) 1件あたり約 144 百万円 (出所)沖縄県「令和2年度 産業高度化・事業革新促進計画の実施状況」

3.今後の適用額見込み

令和3年度は、投資税額控除352百万円、特別償却133百万円程度の適用を見込む。また、令和4年度・令和5年度(平年度)は拡充等要望を前提に、投資税額控除479百万円、特別償却133百万円程度の適用を見込む。(いずれも算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。)

減収額

1.過去5年間の減収額実績

(単位:百万円)

		H28	H29	H30	R1	R2 (見込 み)
投資税額	額控除	299	440	290	332	459
特別償却	却	4	44	19	25	55
法人 住民 税	投資 税額 控除	38	57	37	43	32
	特別 償却	1	5	3	3	4
事業税(地方 法人特別税を 含む)		2	17	5	10	15
合	·計	344	563	354	412	565

投資税額控除及び特別償却について、平成28年度から令和元年度までについては「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)」における活用 実績に基づいて算出。令和2年度は、沖縄県が実施した企業アンケート調査に基 づいて算出。なお、特別償却に係る法人税率は、平成28年度及び平成29年度は 23.4%、平成30年度以降は23.2%として試算。

法人住民税及び事業税について、平成28年度から令和元年度までは「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。

令和2年度の法人住民税は国税の減収額に税率7%を乗じて算出

令和2年度の事業税は特別償却の適用額に税率6.47%を乗じて算出

2. 今後の減収額見込み

令和3年度は、投資税額控除352百万円、特別償却31百万円、法人住民税27百万円(投資税額控除25百万円、特別償却2百万円)、事業税9百万円の減収を見込む。また、令和4年度・令和5年度(平年度)は拡充等要望を前提に、投資税額控除479百万円、特別償却31百万円、法人住民税36百万円(投資税額控除34百万円、特別償却2百万円)、事業税9百万円の減収を見込む。

(国税の算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照)

(法人住民税は、国税の平年度の減収額に税率 7%を乗じた額)

(事業税は、特別償却の平年度の適用額に税率 6.47%を乗じた額)

効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

沖縄県における製造品出荷額 4,933 億円(平成30年)

(出所)沖縄県「平成30年工業統計調査結果」

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

平成30年工業統計調査実績では、沖縄県における製造品出荷額(石油製品を除く)は4,933億円と目標の5,600億円には達していないものの、H24年の制度創設以降、着実な増加傾向にあり、本税制を活用した設備投資によって、当該設備投資を行った事業者の生産能力が拡大し、製造品出荷額の増加につながっている。

(単位:億円)

	H26	H27	H28	H29	H30
製造出荷額	4 147	4 244	4 427	4 750	4 022
(石雌品除く)	4,147	4,341	4,427	4,758	4,933

(出所)沖縄県「平成30年工業統計調査結果」

(測定指標)

令和3年度までに

- ・本制度を活用した事業者数 82 社
- ・本制度を活用した設備投資額 321 億円

実績・見込:

(単位:社、百万円)

	H28	H29	H30	R元	R2	R3
活用事業者数(指標)	38	44	51	60	70	82
活用事業者数(実績)	23	30	28	26	37	
活用事業者数(見込)						29
設備投資額 (指標)	14,860	17,206	19,943	23,463	27,373	32,066
設備投資額 (実績)	3,253	5,982	4,950	5,266	9,977	
設備投資額(見込)						5,916

活用事業者数(指標)及び設備投資額(指標)は、H28年度に過去の実績から将来の適用見込みを試算したもの

活用事業者数 (実績)は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 (財務省)より

活用事業者数(見込)は、別紙「減収額・適用見込みの試算」の国税の見込み件数を合計し算出

設備投資額(実績)は、沖縄県によるアンケート調査結果により算出

設備投資額(見込)は、H28 年度から R2 年度までの設備投資額の合計を活用事業者数の合計で除した 204 百万円に活用事業者数(見込)29 社を乗じて算出

平成 28 年度に設定した測定指標に対し、活用事業者数の実績に 乖離がある要因としては、平成 27 年度まで本制度を活用していた 事業者が、平成 28 年度以降に経済金融活性化特別地区その他の制 度を活用したことなどによるものである。また、設備投資額の実績 に乖離がある要因としては、平成 27 年度までは、電気業を業種と する某企業の投資額が 100 億円以上又は 100 億円規模だったもの が、平成 28 年度以降は 10 億円~20 億円規模に減少したことなどに よるものである。

なお、令和4年度・令和5年度は、より適切な本特例措置の効果 測定を図るべく、達成目標等を「《租税特別措置等により達成しよ うとする目標》」に記載のとおり見直すこととしており、現行の達 成目標等に対する効果測定は本年度をもって終了することとする。

< 令和 4 年度以降の達成見込み >

(脱炭素の推進以外の事業により計画認定を受けた場合)

・令和4年度:1,363百万円

・令和 5 年度:1,363 百万円

累計 2,726 百万円

当該達成目標は、過年度に本特例措置を活用した事業者の粗付加価値額の増加実績を基に算出したものであり、令和4年度以降に想定される平年度の活用企業数29社を達成することにより、これら企業においても同様に粗付加価値額の増加が図られるものと判断されることから、上記のとおり目標の達成が可能と考えられる。

(脱炭素の推進事業により計画認定を受けた場合)

・本達成目標については、本特例措置を活用した事業の平成30年度における温室効果ガス排出量が基準値となるため、現時点で適切な推計を行うことは困難であるが、例えば脱炭素要件の追加等で適用が見込まれるLNGへの燃料転換により、二酸化炭素排出量は、石炭を100とした場合LNGは60(*)程度(石油を100とした場合で75程度)に削減され、さらに硫黄酸化物排出量はゼロ(*)となるなど、このような投資が進むことで、「令和5年度までに温室効果ガス排出量を平成30年度比で8.4%削減する」との目標は達成可能と考えられる。

(*)IEA (国際エネルギー機関)「Natural Gas Prospects to 2010,1986」

○ 制度が延長できない場合の影響

令和3年6月に沖縄県が実施した「産業高度化・事業革新措置実施計画の認定企業に対する沖縄県調査()」によると、「今後3年間で新たな設備投資を予定していますか」との設問に対して、「はい(予定している)」と回答した事業者が約半数(27社)となっており、さらに「今後設備投資をする場合、産業イノベーション制度の活用を予定していますか」との設問に対して、8割超(27社中23社)が活用予定ありと回答している。

直近2年度(令和元年度及び令和2年度)の産業高度化・事業革新措置実施計画 認定企業を対象とした調査(n=56、回収率80%)

これら事業者においては、新たな設備投資により生産性・生産額が拡大するとともに、本特例措置による税負担軽減相当額を新たな

製品開発等の資金に充て事業を拡大するなどの事例があり、本制度は事業者の積極的な設備投資を強力に後押しする効果がある。

本特例措置が延長されない場合、沖縄の製造業等における設備投資に対するインセンティブが失われ、事業者の設備投資意欲が削がれることで、開発力・技術力の向上や新たな事業創出等に向けた投資が停滞し、製造業等の振興が阻害され、ひいては沖縄における民間主導の自立型経済の構築に支障を来すことが懸念される。

○特別償却の適用実績が僅少な理由

本特例措置では、投資税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担軽減による資金繰りの改善又は償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。

過年度の本特例措置活用事業者においては、当該設備投資の特性 や当該時点における各事業者の財務状況・経営状態等を踏まえ、直 接的な税負担軽減効果を有する投資税額控除を選択する者が多かっ たものと推察されるが、研究開発等の先行投資や事業改革等により 戦略的に赤字を計上する事業者は、投資税額控除の効果を最大限享 受できないことから、斯様な事業者が実施する生産性向上等に寄与 する設備投資を促進するためのインセンティブとして、投資税額控 除と特別償却の選択適用を継続することが必要であると考えられ る。

税収減を是認する理由

本特例措置は、沖縄の事業者の開発力・生産技術の向上や地域資源を生かした新事業の創出等に向けた工場の整備や機械装置の導入等に対する設備投資を実施するインセンティブとして作用しており、具体的には直近5年間(平成28年度~令和2年度)で、本特例措置を活用して年平均59億円の設備投資が実施されている。

本特例措置を活用した設備投資により、当該設備投資を行った事業者の生産性・生産額が拡大したこと等により、平成30年の沖縄県の製造品出荷額(石油製品を除く)は4,933億円と、沖縄21世紀ビジョン基本計画における令和3年度の目標額5,600億円の達成に向けて着実な増加を見せており、本特例措置が係る効果発現に一定程度寄与しているものと考えられる。

一方、この間本特例措置を活用して製造業等の振興を図ってきたものの、沖縄における製造業の産業構成比や労働生産性、給与水準は全国に比し依然低い水準にあり、これらの課題解決に向けた取組を一層推進する必要があることから、これまで一定の成果を挙げてきた産業高度化・事業革新に係る投資を引き続き促進し、競争力の強化を図るとともに、生産性向上等に資するDX(デジタルトランスフォーメーション)の実現や2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素の取組を強力に推進することにより、デジタル・グリーン投資を通じた生産性の好循環、事業構造の変革等を図り、もって沖縄における民間主導の自立型経済の構築とグリーン社会の実現を目指すこととしている。

以上より、本特例措置は税収減を是認するに足る効果のあるものと考えられる。

11	相当性	租税特別措置 等によるべき 妥当性等	本特例措置は、製造業等の開発力・生産技術等の向上や沖縄の地域資源を活用した新事業の創出等に寄与する設備投資を促進し、競争力の強化を図るとともに、生産性向上等に資するDX(デジタルトランスフォーメーション)の実現や2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素の取組を強力に推進するものである。これらの事業者に効果的にインセンティブを与えて設備投資を促す手段としては、特定事業者を対象とする補助金等よりも、各事業者の一定裁量の下で設備投資等に関する経営判断を行うことができる税制措置の方が適当である。また、本地域制度においては、措置実施計画等の認定スキームを通して対象事業の適格性等を判断し、製造業等の競争力強化等に資すると認められる場合に限定して投資税額控除等の措置を講じていることから、無差別に適用されることはなく、必要最小限の措置となっている。
		他の支援措置や義務付け等との役割分担	沖縄県は、一括交付金等を活用して産学連携の共同研究や新たな製品やサービス等の開発支援事業等を行うことで、高度なものづくり産業の土台となる支援体制の構築に取り組んでおり、本制度では事業者の自助努力による高度な設備投資等を後押しし、役割分担を図りつつ、相乗的に製造業等の競争力強化を促進し、本県経済振興の一翼を担う移出型産業として成長できるよう支援を行っている。なお、製造業を対象とした制度は他に国際物流拠点産業集積地域及び経済金融活性化特区があるが、これら制度は一定の地域内に特定の産業の集積を図り、それによって国際物流拠点の形成や経済金融の活性化を図るための制度である。 一方、本特例措置は、沖縄の製造業等の開発力・生産技術等の向上や沖縄の地域資源を活用した新事業の創出等に寄与する設備投資を促進し、競争力の強化を図るとともに、生産性向上等に資するDX(デジタルトランスフォーメーション)の実現や2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素の取組を沖縄において強力に推進するものであり、制度の趣旨を異にするものである。
		地方公共団体 が協力する相 当性	本制度は沖縄県からの要望も踏まえて拡充・延長要望するものであり、国税に自動連動する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄振興に寄与するため沖縄県が協力する相当性がある。
12	有識者の見	解	-
13	前回の事前 価の実施時	評価又は事後評 期	令和 2 年 8 月 (R2 内閣 06)

産業イノベーション促進地域(仮称)(旧 産業高度化·事業革新促進地域)における減収額·適用見込み(試算)

産業イノベーション促進地域(仮称)(旧 産業高度化・事業革新促進地域)における租税特別措置について、拡充及び延長した場合の減収見込みについて、下記のとおり試算。

1. 適用実績

(単位:件、百万円)

	(11=-1111=-1111							
	投資和	泊額控除		特別償却				
	件数	適用額 (減収額)	件数	適用額	減収額	合計		
H28 年度	20	299	3	18	4	303		
H29 年度	23	440	7	189	44	484		
H30 年度	26	290	2	84	19	309		
R1 年度	21	332	5	107	25	357		
R2 年度	21	459	16	239	55	514		
合計	111	1,820	33	637	147	1,967		
1 件あたりの 適用額		16		19				

H26 年度から R1 年度までの件数及び適用額は、租税特別措置の適用実態調査結果に基づくもの法人税率については、H28 年度及び H29 年度は 23.4%、H30 年度以降は 23.2% として試算

2. 計画認定企業数

(単位:件)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	合計	5年平均
企業数	48	41	25	38	45	197	39

産業高度化・事業革新促進計画実施状況報告書より

3. 令和3年度以降の見込み

(1) 現行制度分

仮定 : 令和3年度以降の1年度当たりの認定企業数は39件(過去5年の平均)とする。 令和2年度については、実績の45件を用いる。

仮定 : 適用実績から、計画認定企業が投資税額控除を適用する割合は <u>56.3%</u>とする。 投資税額控除件数 111 件 ÷ 計画認定企業数 197 件 = 56.3%

仮定 :適用実績から、投資税額控除1件当たりの控除額は16百万円とする。

投資税額控除額 1,820 百万円 ÷ 投資税額控除件数 111 件 = 16 百万円

仮定 :適用実績から、計画認定企業が特別償却を適用する割合は 16.8%とする。

特別償却件数 33 件 ÷ 計画認定企業数 197 件 = 16.8%

仮定 :適用実績から、特別償却1件当たりの控除額は19百万円とする。

特別償却額 637 百万円 ÷ 特別償却件数 33 件 = 19 百万円

以上の仮定に基づき、各年度の減収額・適用見込みを試算

(単位:件、百万円)

(認定企 業数	投資税	額控除		特別償却				減収額
年度	件数	件数 (×56.3%)	適用額 (減収額) (×16)	件数 (×16.89		適用額 (×19)	(減収額 ×税率)	見込み (+)
R3 以降	39	22	352		7	133		31	383

法人税率については23.2%として試算

(2) 拡充分

仮定 :対象事業へのDX推進の追加及び対象資産へのソフトウェアの追加により、令和 4年度以降1件の適用件数増加を見込む。

沖縄県へのソフトウェア投資に係る相談実績を元に、当該ソフトウェア投資がDXの推進に資する事業であるものと想定されることから、両拡充により年1件の適用を見込む

仮定 :対象事業への脱炭素推進の追加により、令和 4 年度以降、以下のとおり適用件数増加を見込む。

Ø 脱炭素の推進に資するエネルギー関係設備に係る投資として、令和 4 年度以降 7 件 の適用件数増加

沖縄県による需要調査等を元に、年7件の適用を見込む

② 脱炭素推進の追加と、対象業種へのガス供給事業(サテライト設備により液化天然ガス(LNG)を供給する事業に限る。)の追加及び対象資産への構築物(液化天然ガス(LNG)を供給するためのサテライト設備及び当該設備に付随する供給設備に限る。)の追加を組み合わせて、令和4年度以降1件の適用件数増加

沖縄県による需要調査等を元に、年1件の適用を見込む

仮定 : 仮定 及び仮定 の投資における 1件あたりの投資額は以下のとおりとする。

∅ 仮定 : ソフトウェア投資額 42 百万円+ソフトウェア以外の投資額 117 百万円 = 159百万円

ソフトウェア投資額 日本銀行「全国企業短期経済観測調査(短観)(2021 年 6 月調査全容)」における 2020 年度の製造業(中小企業のみ)のソフトウェア投資額の 1 社平均(760 億円÷1,826 社)並の投資額を見込む

ソフトウェア以外の投資額 D X 投資につき、ソフトウェアとこれに紐づく機械装置等の導入を同時に行うことが想定されることから、令和 2 年度の製造業における機械装置等に係る投資額の 1 社平均(機械装置等への設備投資額 1,873 百万円 ÷ 16 社)並の投資額を見込む

- Ø 仮定 -1: 脱炭素に資するエネルギー関係設備投資 89 百万円 ×7 件 沖縄県による需要調査等を元に、個別積み上げ
- Ø 仮定 -2: LNGサテライトに係る設備投資 66 百万円 沖縄県による需要調査等を元に、個別積み上げ

以上の仮定に基づき、R4 年度及び R5 年度の<u>拡充分の</u>減収額・適用見込みを試算 本件拡充分はすべて投資税額控除を適用するものと仮定

適用額(減収額)については、1事業者ごとの投資税額控除の上限額(法人税額の20%)内に収まるものと仮定し、投資額に投資税額控除率15%を乗じて算出

(単位:件、百万円)

年度	認定·適用企業数 (件数)	投資額	適用額(減収額) (投資額×投資税額控除 率 15%)
平年度	9	<u>848</u>	<u>127</u>

(3) 合計

(単位:件、百万円)

	認定	投資税	額控除	特別償却			
年度	企業数	件数	適用額 (減収額)	件数	適用額	減収額	減収額見込み
平年度	<u>43</u>	<u>31</u>	<u>479</u>	<u>7</u>	<u>133</u>	<u>31</u>	<u>510</u>